

(仮称)大和東保育園設置運営事業者 募集要項

平成30年 6月
中野区

【別添資料】

別紙1	現園の概要
別紙2	所在地地図（現園及び仮設園舎用地）
別紙3	敷地及び配置図（新園用地）
別紙4	残存建物平面図等（新園用地）
別記様式4-1	図面の取り扱いに関する誓約書
※別紙3、4の図面については、複写及び応募の目的以外での使用を禁止する。 ※別紙4の平面図については、別記様式4-1を担当に提出することにより図面を貸し出し、応募書類締切日までに返却することとする。	
別紙5	(仮称)大和東保育園 新園開設までの予定表
別紙6	職員配置基準
別紙7	室内化学物質対策基準
別紙8	新園の存する地域において現時点で想定される連携先
別紙9	平成30年度保育所等整備交付金交付要綱
別紙10	開設経費に対する補助の金額等について
別紙11	収支計画書、収支（損益）予算書、返済（償還）計画について
別紙12	(仮称)大和東保育園設置運営事業者応募意向事前通知書
別紙13	提出書類
別記様式13-1	(仮称)大和東保育園設置運営事業者応募申込書
別記様式13-2	担当者名簿
別記様式13-3	中野区が指定した保育所の名称等

目 次	
第1 募集の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1 (第9 応募者からの提案【新園に関する事項】つづき)
第2 事業の概要等・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3 運営理念・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
1 事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4 保育課程及び指導計画・・・・・・・・ 20
2 事業者の選定方法等・・・・・・・・・・	2 5 職員配置等・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
第3 現園の概要及び用地の状況・・・・・・・・	2 6 延長保育の実施内容・・・・・・・・ 21
1 基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7 障害児保育の実施内容・・・・・・・・ 21
2 現在設置されている建物の概要・・	2 8 給食・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
3 主な建築上の法規制等・・・・・・・・	2 9 児童の健康管理及び衛生管理並びに家庭・ 関係機関との連携・・・・・・・・ 22
第4 仮設園舎の用地等及び運営・・・・・・・・	3 10 産休明け保育の実施内容・・・・・・・・ 22
1 仮設園舎の用地等について・・	3 11 地域の子育て支援事業の実施内容・・ 22
2 仮設園舎での運営について・・	3 12 家庭及び地域社会との連携・・・・・・・・ 22
3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・	4 13 事故防止、安全対策等・・・・・・・・ 22
第5 新園の用地の概要等・・・・・・・・・・	4 14 虐待への対応・・・・・・・・ 22
1 新園用地について・・・・・・・・	4 15 苦情対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
2 現地案内・・・・・・・・・・・・・・・・	5 16 第三者評価などの外部評価・・・・・・・・ 23
第6 応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・	5 17 在園児の引継ぎ・・・・・・・・ 23
第7 応募条件・・・・・・・・・・・・・・・・	6 18 施設整備に当たっての配慮、特色等・・ 23
1 スケジュール・・・・・・・・・・	6 19 多様な保育ニーズへの取組・・・・・・・・ 23
2 法令等の遵守・・・・・・・・・・	6 20 その他・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
3 在園児の引継ぎ・・・・・・・・・・	6 第10 事業者の決定・・・・・・・・ 23
4 定員・・・・・・・・・・・・・・・・	8 1 事業者の選定方法・・・・・・・・ 23
5 施設建設等・・・・・・・・・・	9 2 審査方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
6 設置認可・・・・・・・・・・・・・・・・	10 3 視察及びヒアリングの概要・・・・・・・・ 24
7 運営期間と安定した運営・・・・・・・・	10 4 結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
8 新園用地及び施設の目的外使用の禁止・・	10 5 再募集・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
9 職員配置、異動、決定等・・・・・・・・	10 第11 応募者に関する情報の公表等・・ 24
10 開所日・・・・・・・・・・・・・・・・	12 第12 事業者の決定までのスケジュール・・ 24
11 開所時間・・・・・・・・・・・・・・・・	12 第13 応募申込手続・・・・・・・・ 25
12 新園における実施事業・・・・・・・・	12 1 応募意向の事前連絡・・・・・・・・ 25
13 連携施設としての役割・・・・・・・・	13 2 応募申込期限・・・・・・・・ 25
14 基本協定の締結・・・・・・・・・・	14 3 応募書類の提出方法等・・・・・・・・ 25
15 その他の条件・・・・・・・・・・	14 4 質問及び区の回答の公表・・・・・・・・ 26
第8 事業者に対する補助等・・・・・・・・	16 第14 その他の応募に当たっての諸条件・・ 26
1 残存建物解体撤去費等補助・・・・・・・・	16 1 事業実施の条件・・・・・・・・ 26
2 新園施設建設費補助・・・・・・・・	16 2 応募に係る費用負担・・・・・・・・ 26
3 運営に対する給付費・・・・・・・・	17 3 使用言語及び単位・・・・・・・・ 26
4 引継ぎ保育従事者の人件費補助・・	17 4 追加書類の提出・・・・・・・・ 27
第9 応募者からの提案・・・・・・・・	17 5 応募書類等の著作権の帰属等・・ 27
【本事業に係る基本事項】	6 6 応募書類等の返還・・・・・・・・ 27
1 応募動機・・・・・・・・・・・・・・・・	17 7 関連制度への対応・・・・・・・・ 27
2 開設準備体制・・・・・・・・・・	18 8 区からの連絡方法・・・・・・・・ 27
3 事業目的・課題の認識・・・・・・・・	18 第15 問い合わせ先・・・・・・・・ 27
【新園に関する提案事項】	
1 定員設定を含む施設建設計画・・	18
2 施設建設及び新園運営開始後の事業費内容と 資金計画・・・・・・・・・・・・・・・・	18
※本募集要項中の基準・条例・要綱等については、 国及び各自治体のホームページ等で確認すること。	

第1 募集の趣旨

中野区では、保育サービスの拡充による多様な保育ニーズへの対応と、区立保育園園舎の建替えによる施設更新により、より良い保育環境整備を目的とし、民間活力を生かした区立保育園の民営化を進めてきました。

現在の区立保育園園舎は、その多くが昭和40～50年代に建設され、施設老朽化により建替えの時期を迎えており、築42年が経過する大和東保育園（以下「現園（公営園舎）」という。）についても、このたび建替え・民設民営化を行うこととしました。

本要項は、区有地に民設民営の認可保育所「（仮称）大和東保育園」（以下「新園」という。）の設置運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を募集するものです。

第2 事業の概要等

1 事業の概要

本事業は、現在の大和東保育園用地（以下「新園用地」という。）を中野区が事業者に貸し付けるとともに、当該事業者が新園用地に残存する建物（以下「残存建物」という。）を解体撤去した上で新園の施設を新たに建設し、平成33年4月1日から新園を設置運営していただくものです。

なお、新園舎建設工事のため、現園（公営園舎）は、平成32年4月1日から、中野区若宮一丁目1番2号に中野区が設置する仮設園舎に移転します。当該仮設園舎においては、中野区と事業者の間で別途締結する委託契約に基づき、事業者が平成32年度中、運営していただきます（以下、事業者による運営となる仮設園舎の認可保育所を「現園（仮設園舎）」という。）。

新園の開設に伴い、現園（仮設園舎）は平成33年3月末をもって閉園とし、新園開設の際に現園（仮設園舎）に在籍する児童（以下「在園児」という。）については新園へ移行し、新園の園児として引き継いでいただきます。

現園（公営園舎）から現園（仮設園舎）に移行する際はもちろん、現園（仮設園舎）から新園へ移行する際には、保育の連続性は乳幼児の健全な成長、発達に重要であるため、現園（公営園舎）の保育形態（園行事の内容及び実施時期や園児の持ち物等）を基にし、また、在園児及び保護者の個別状況を把握して、在園児及びその保護者の負担に配慮した円滑な移行を中野区と協力し、加えて保護者の理解と協力を得ながら進めていただきます。

2 事業者の選定方法等

事業者の選定方法はプロポーザル方式により、この要項に定める応募資格及び応募条件等を満たすことのできる応募者から第9に示す項目について提案を受け、書類審査並びに応募者が現に運営する認可保育所の視察及びヒアリングの結果、第三者評価等を総合的に評価した上で、事業者を決定します。

第3 現園の概要及び用地の状況

1 基本情報

(1) 現園（公営園舎）の概要

別紙1を参照

(2) 所在地

中野区大和町一丁目37番4号（詳細は別紙2を参照）

(3) 敷地面積等

1,031.92㎡（公有財産上の面積）

※敷地の詳細は別紙3を参照

2 現在設置されている建物の概要

(1) 用途

中野区立大和東保育園

(2) 建築年月

昭和51年3月

(3) 面積

階層	用途
1階	360.00㎡
2階	242.51㎡
合計（延面積）	602.51㎡

(4) 構造

鉄筋コンクリート（RC）造

(5) 建物平面図等

別紙4を参照

※ なお、現況と異なる場合には、現況を優先します。

3 主な建築上の法規制等

(1) 用途地域

第一種中高層住居専用地域

(2) 高度地区

第一種高度地区

- (3) 防火に関する地域
準防火地域・新たな防火規制区域
- (4) 容積率（指定容積率）
200%
- (5) 建ぺい率
60%
- (6) その他

敷地南西側の地下に防火水槽、敷地北側に防災行政無線、敷地南東側にはケーブルテレビ用の電柱があります。

以上の設備を含め、その他残存建物の解体撤去、新園の施設建設に当たっての法規制等については、関係機関に確認し、関係法令等に従い適正に実施してください。

第4 仮設園舎の用地等及び運営

1 仮設園舎の用地等について

- (1) 所在地
東京都中野区若宮一丁目1番2号
- (2) 仮設園舎の概要
中野区が上記(1)の場所に設置する仮設園舎を使用する
- (3) その他の諸条件等
今後、選定された事業者に対し、中野区より通知する

2 仮設園舎での運営について

- (1) 運営形態
区立保育園として包括的な業務委託により運営を行う
- (2) 運営期間（委託期間）
平成32年4月1日から平成33年3月31日
※ 上記の期間に先立ち、一定期間、事業者職員が現園（公営園舎）において引継ぎ保育に従事すること（詳細は第7の3を参照すること）。
- (3) 契約方法
今後、選定された事業者と中野区で締結する委託契約
※ 契約日は平成32年4月1日を予定している。
- (4) 委託金額
新園の運営に要する経費として公定価格により算定する給付費と同水準の額を予定している。
※ なお、新園の運営に対する給付費については第8の3にて後述する（今後、所要の変更が行われる場合には、変更後の状況に基づき算出した委託料とする）。

(5) 主な費用負担（詳細は委託契約締結時に決定する）

① 中野区の負担

- 仮設園舎の運営に必要な基本的な保育、調理備品
- 仮設園舎の使用料、大規模な修繕費

② 事業者の負担

- インターネット等の配線、接続、使用料金及び電話料金
- 光熱水費
- 事業者の責めに帰す事由による施設の破損等に係る修繕費（中野区が負担すべきものと認められるものを除く）
- 児童の給食提供にかかわる経費（提供にあたっては以下を遵守すること）
 - ・ 食物アレルギーについて、乳及び卵の代替食の提供
 - ・ 離乳食について、準備食の提供及び初期・中期・後期食は2回の提供
 - ・ 完了食・乳児食について、昼食提供と合わせ、午前及び午後のおやつの提供
 - ・ 幼児食について、昼食提供と合わせ、午後のおやつの提供
 - ・ 延長保育利用者について、1時間延長保育利用者への補食の提供、2時間延長保育利用者への夕食の提供
- 保育運営に係る消耗品、教材、行事費用
- 仮設園舎から新園舎に移行する際の書類等の移転費用

3 その他

現園（仮設園舎）に関する上記の事項は、今後、中野区が設置する仮設園舎の規模及び状況等により、所要の変更を行う場合がある（第7の応募条件以降に記載する事項についても同様）。詳細は、今後選定された事業者に対して中野区より通知する（最終的な条件等は中野区の指示に従うこと）。

第5 新園の用地の概要等

1 新園用地について

- (1) 所在地等
第3に同じ
- (2) 現在設置されている建物の概要
第3に同じ
- (3) 主な建築上の法規制等
第3に同じ

(4) その他の諸条件等

① 貸付けの条件等

新園用地は事業者の有償で貸し付けます。借地料については、中野区行政財産使用料条例の規定等により、契約時点での路線価により算出した額を一定程度減額します。その他の具体的な貸付内容については、別途中野区と事業者との間で締結する事業者用定期借地契約（期間は新園設置運営開始日から30年）に定めるところによります。

なお、残存建物については、貸し付ける新園用地の引渡し後、事業者が自らの費用にて解体撤去を行うことを貸付けの条件とします。事業者が解体撤去のために負担した費用相当額については、中野区が予算の範囲内で一部または全額を補助します（当該工事期間中の新園用地の使用料は無償とします。）。

② 引渡し時期

新園用地の引渡しは、平成32年5月頃を予定していますが、変更される場合もあります（具体的には、①の契約で定めるところによります。）。

2 現地案内

新園用地の現地案内及び現園（公営園舎）の見学を希望される場合は、日程を調整し、個別にご案内しますので第15の担当までご連絡ください。

第6 応募資格

事業者の応募資格は、次に掲げる全ての要件を満たす法人とします。

- (1) 平成27年4月1日以前から現在まで引き続いて認可保育所（児童福祉法第35条に定める施設をいい、0歳児から5歳児までの受入れを行っている施設に限る。以下同じ）を運営していること、または、平成27年4月1日以前から現在まで引き続いて認証保育所（東京都認証保育所実施要綱に定めるA型またはB型をいう。以下同じ）を運営しており且つ平成29年4月1日以前から現在まで認可保育所を運営していること。
- (2) 既存園に対する直近の立入調査等において、指摘事項が無い、若しくは改善済みであること。
- (3) 新園の工事等については、自らの資金で施工できること。
- (4) 社会福祉法人以外の者が応募する場合は、「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日付け児発第295号厚生省

児童家庭局長通知第1の2の(3))及び「保育所の設置認可等について」の取扱いについて」(平成12年3月30日付け児保第10号厚生省児童家庭局保育課長通知)による条件を満たすとともに、直近の会計期間において債務超過となっておらず、かつ、直近3年間の会計期間で連続して損失を計上していないこと。

- (5) 既存園に対する運営費が適切な形で職員への人件費及び子どもへの保育に係る経費に支出されており、職員の安定した雇用に資するような職場環境・法人体制が整えられていること。
- (6) 現在または将来において、投資ファンドが最終的な親会社の主要な所有者等になっていないこと。

第7 応募条件

現園(仮設園舎)の運営及び新園の設置運営を行うに当たり、応募者が国・都・区の基準及び本募集要項の記載事項のほか、特に以下に掲げる事項を満たすことができることを応募条件とします。

1 スケジュール

- (1) 現園(公営園舎)の仮設園舎への移転予定日

平成32年4月1日とする。

平成29年度中に中野区が設置する仮設園舎において、標記年月日に現園(公営園舎)を移転・運営開始すること。

※ なお、移転・運営開始の準備作業は標記年月日前に実施すること。

※ 想定しているスケジュールは別紙5のとおり。

- (2) 新園の開設予定日

平成33年4月1日とする。

平成32年度中に新園用地の残存建物を解体撤去した上で新園の施設建設を行い、標記年月日に現園(仮設園舎)から移転・運営開始すること。

※ なお、想定しているスケジュールは別紙5のとおり。

2 法令等の遵守

残存建物の解体撤去並びに新園の施設建設及び設置運営に当たっては、本要項、東京都の定める保育所設置認可等事務取扱要綱(平成28年12月5日28福保子保第3162号。以下「都設置認可要綱」という。)及び関係法令等を遵守すること。

3 在園児の引継ぎ

- (1) 現園(公営園舎)の在園児を現園(仮設園舎)への移行時、新園開設時にそれぞれの在園児として引き継ぐこと。その際、

在園児及びその保護者が円滑に安心して新園へ移行できるようにするため、以下に掲げる事項を遵守すること。

- ① 事業者の決定後から現園（仮設園舎）への移行までの間（平成31年度中）、中野区と協力し、保護者の理解と合意を得ながら在園児並びに現園（公営園舎）の保育形態（園行事の内容及び実施時期や園児の持ち物等）についての引継ぎが実施できること。

特に、平成32年1月から同年3月までの間（※特別な支援を要するなど、クラス運営上必要な場合には、平成31年11月から平成32年3月までとする。以下同じ）においては、現園（仮設園舎）及び新園で保育に従事予定の事業者職員（以下「法人職員」という。）が、現園（公営園舎）の職員とともに実際に現園（公営園舎）において在園児の保育に従事しながら、在園児及び保護者と接することで信頼関係の構築を図るとともに、引継業務を行うことができること。なお、引継業務期間における保育に従事する日数は、当該期間である平成32年1月から同年3月の現園（公営園舎）開所日の全日（原則、午前8時30分から午後5時15分までとし、当番時間帯の場合を含む。）について業務従事できることを原則とする（ただし、個別の事業者職員について有給休暇取得や引継ぎ従事以前の業務従事先の行事への出席等はこの限りではない。）。

※ 従事期間における人件費については、別途補助する。

※ 現園における引き継ぎに従事する法人職員の必要数は、各クラス1名程度を原則とするが（詳細は、別紙6「職員配置基準」を参照）特別な支援を要するなどクラス運営上必要な場合は、これに加配し、引き継ぎを行うこと。当該加配人数については、今後選定された事業者に対し、中野区より通知する。

- ② 上記①に示す引継業務に従事予定の園長候補者及び主任保育士候補者については、応募時に保育施設等における実務経験年数を含むこれまでの経歴等（詳細は第9の提案事項を参照）を提示すること（※職員配置にあたっての基準の詳細は別紙6「職員配置基準」を併せて確認すること）。また、園長候補者は事業者選定後に面接を行う点を留意すること。
- ③ 園長候補者及び主任保育士候補者については、平成32年1月以前から平成31年度中の現園（公営園舎）の保護者参加行事や散歩などの保育の状況について見学し、積極的に現

園（公営園舎）の様子を把握すること。

※ 現園（公営園舎）における保護者参加行事等は、事業者選定後から積極的に確認し、円滑な引継ぎが行えるよう努めること。

- ④ 園長候補者及び主任保育士候補者については、中野区・保護者・事業者により在園児の引継ぎや新園の施設建設計画等について協議する保護者説明会・三者協議会（平成30年度より適時開催）に出席し、在園児及び保護者と円滑なコミュニケーションを図ること。
 - ⑤ 新園への移転にあたっては、施設の完成後から移転までの間、在園児やその保護者が各施設に慣れ、円滑な移行を図られるように計画的に取り組むよう努めること。
 - ⑥ 中野区の委託を受け、現園（仮設園舎）の運営を行う平成32年度だけでなく、平成33年度の新園開設当初においても、基本的に現園（公営園舎）の保育形態（園行事の実施時期や園児の持ち物等）や在園児及び保護者の個別状況を引き継ぎ、運営を行うとともに、各新園における様々な特色ある取組等については、現園保護者全体の十分な理解を得てから実施すること。
 - ⑦ 引継ぎ業務に従事しない職員が、引継ぎ業務に従事する職員から引継ぎ内容の十分な共有を受けるための取組を実施すること。
- (2) 上記(1)①の期間において、法人職員が現園において引継業務を行う際には、事業者として法人職員が休憩などにより待機するスペースを近隣に確保するとともに、当該待機場所の費用については事業者が負担すること。

4 定員

- (1) 現園（仮設園舎）の定員及び年齢別の取扱人員は、現園（公営園舎）と同数（※詳細は別紙1を参照）を基本とするが、今後、所要の変更を行う場合がある。

※ 詳細は今後選定した事業者に対し、中野区から別途指示する人数とする（最終的な定員は中野区の指示に従うこと）。

- (2) 新園の定員及び年齢別の取扱人員は、以下の表に記載する人数以上とするが、敷地条件などを考慮するとともに、現在の保育環境に著しい変化を生じさせないように定員の設定にあたっては考慮すること。

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
児童数	9人	18人	18人	22人	22人	22人	111人

また、合わせて、次に掲げる事項を遵守すること。

- ① 年齢別の定員については、児童の持ち上りを考慮（0歳児定員 \leq 1歳児定員 \leq 2歳児定員…）した上で設定すること。
- ② 3～5歳児の定員については、2歳児の定員よりも原則として4名以上多い人数とし、連携施設（※詳細は13にて後述）として地域型保育事業からの3歳児クラス進級児を新園の2歳児と3歳児の定員数の差の範囲内で当該地域型保育事業の卒園児数を上限として受け入れられるよう設定すること。

※ なお、新園の定員については、今後の保育需要や新園周辺の保育施設の状況変化等により上記の事項について所要の変更を行う場合がある。詳細は今後選定した事業者に対し、中野区から指示する（最終的な定員は中野区の指示に従うこと）。

5 施設建設等

- (1) 新園の施設は、事業者が新園用地に新設すること。なお、新園用地の残存建物については、新園の開設準備のために実施する事業者の事業として解体撤去を行うこと。
- (2) 新園の施設建設は、おおむね平成32年7月（※中野区から事業者に対する新園施設建設補助金（※詳細は第8にて後述）の内示後）から平成33年2月上旬までの間に、実施すること。なお、残存建物の解体撤去については、新園用地の引き渡し後、速やかに実施すること。
- (3) 第8に示す残存建物解体撤去費等補助事業及び新園施設建設費補助事業に係る工事業者の決定は、別に定めるマニュアル等によること（※詳細は、今後選定された事業者に対し、中野区より通知する）。
- (4) 新園の施設建設に当たっては、開設予定地の近隣住民への影響を考慮し、特に以下に掲げる事項を遵守すること。
 - ① 新園の施設の規模は、近隣住居へ及ぼす影響を十分に考慮した上で計画すること。
 - ② 近隣に対する日照、騒音、プライバシー等の影響を十分考慮した設計及び施設整備を行うこと。
 - ③ 残存建物の解体撤去や新園の施設建設に当たっては、騒音及び振動対策、安全の確保等に十分配慮した工事を行うこと。

- ④ 新園の事業者として、近隣住民に対し新園の設置運営に関する説明責任を積極的に果たすとともに、苦情等に対し誠実に対応し、解決を図ること。
 - ⑤ 現在敷地内に設置されている設備等で中野区が必要と認めるものについては、新園開設後も現況のまま使用する場合があること。
 - ⑥ 新園には、自動体外式除細動装置（AED）を設置すること。また、開園後に学校 110 番または同等の設備を設置すること（※学校 110 番を設置する場合の経費については、別途補助する）。
 - ⑦ 別紙 7「室内化学物質対策基準」に基づき、室内化学物質を測定するとともに必要な対策を講じ、開設までにその安全性を確認すること。
- (5) 新園については、東京都児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例（平成 24 年 3 月 30 日条例第 43 号）に定められた基準以上の屋外遊戯場（地上園庭）を敷地内に設置すること。
- ※ なお、新園の施設建設計画の詳細（概略平面・立面プラン及び施設配置の応募者提案）は、所要の変更を行う場合がある。設計の修正等に当たっては、当該費用を含め事業者自らの資金にて対応すること（※補助の詳細は第 8 の 2 のとおり）。

6 設置認可

新園は、児童福祉法第 35 条第 4 項の規定による認可保育所として事業者が東京都知事の設置認可を受けること。

7 運営期間と安定した運営

- (1) 現園（仮設園舎）の運営期間（第 4 の 2 (2) を参照）及び新園用地の貸付期間中は、安定的に継続して園運営を行うとともに、園児等の安全確保に努めること。特に貸付期間満了日が近くなった場合においても、園児の安全にかかわる設備などの保守を怠らないこと。
- (2) 現在または将来において、投資ファンド等が事業者又は事業者の最終的な親会社の主要な所有者等になっていないこと。

8 新園用地及び施設の目的外使用の禁止

新園用地及び施設は、新園の施設建設及び運営に関する業務以外の目的で使用しないこと。また、新園用地の借地権及び施設は他の物に売却等の一切の権利移転をしないこと。

9 職員配置、異動、決定等

現園（仮設園舎）の運営及び新園の設置運営に当たっては、別紙 6 に定める職員配置基準の内容を満たすこと。また、保育の安

定性の面から、現園（仮設園舎）から新園を通じて運営開始後の職員の異動は下記（※）に記載するような事情がある場合を除いて極力避けるとともに、第7の3に定める引継ぎ業務に従事する園長・主任保育士は事業者選定後、早期に決定すること。詳細は以下のとおり。

(1) 職員の異動の制限等

① 園長・主任保育士

新園開設後4年間（現園（仮設園舎）の運営開始後5年間）は異動を行わず、園長及び主任保育士の同時期の異動は避けること。

② その他別紙6「職員配置基準」に規定する引継ぎ保育に従事する職員

新園開設後2年間（現園（仮設園舎）の運営開始後3年間）は異動を行わないこと。

※ ただし、本人の死亡、重篤な怪我または疾病、家族環境の変化など、継続勤務が困難と判断される本人都合等やむを得ない事情や在園児にとってより良い職員配置となる場合等で、事前に保護者に説明し、中野区との協議が整う場合についてはこの限りではない。

(2) 職員の決定期限等

① 園長・主任保育士

現園の行事等を含む運営状況の見学始期（平成31年4月）の2か月前までに中野区へ報告すること。

② 別紙6「職員配置基準」に規定する引継ぎ保育に従事する職員（※園長・主任保育士を除く）

第7の3に示す引継ぎ期間の開始3か月前までに中野区へ報告すること。

(3) 事業者職員間の情報共有等、第7の3に示す引き継ぎに従事する事業者職員とその他の事業者職員との間で、現園（仮設園舎）及び新園の運営開始前に情報共有を行い、全ての事業者職員が各園舎への移転直後から在園児の状況等を把握している体制を整えること。

(4) 現園（公営園舎）の業務委託、非常勤職員等の取扱い

アルバイト等の業務委託、非常勤職員について、本人の継続勤務の希望がある場合は可能な限り配慮すること。

(5) その他

職員配置にあたっては、別紙6「職員配置基準」の内容を満たすとともに、受入れ児童の年齢ごとに保育に関わる職員の経

験年数・年齢構成をバランスよく配置できるよう努めること。

1 0 開所日

現園（仮設園舎）及び新園の開所日は、中野区保育所の開所日（日曜日・国民の祝日に関する法律（以下「祝日法」という。）に規定する休日・1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を除く日）と同様とする。

1 1 開所時間

現園（仮設園舎）及び新園の開所時間は、11時間開所（7時15分から18時15分まで）及び2時間の延長保育（20時15分まで）とする。

1 2 新園における実施事業

新園においては、以下に掲げる事業を実施すること。ただし、(4)に掲げる事業については、事業者として選定された後、中野区が当該新園を実施対象施設として決定した場合は、適切な時期から実施すること。

(1) 産休明け保育

生後57日からの受入れを行うこと。

(2) 延長保育

- ① 11時間開所後の2時間（20時15分まで）について延長保育を実施すること。
- ② 生後57日から全年齢児の受入れを行うこと。
- ③ 延長保育の定員は保育定員の30パーセントを上回るよう設定すること。
- ④ 1時間延長保育及び2時間延長保育を一月単位及び1日単位で実施すること。
- ⑤ 1時間延長保育の利用者に対しては、夕食に影響を与えない程度の補食を、2時間延長保育の利用者に対しては、夕食を給すること。

(3) 障害児保育

障害児保育を実施すること。なお、受け入れ児童数は、中野区障害児保育事業運営要綱（1999年中野区要綱第77号）等に定めるところによること。

(4) 地域の子育て支援事業

在宅で子育てをされている乳幼児親子に対する地域の子育て支援事業（子育て相談事業等）について、今後新園の施設整備までに中野区が当該新園において実施を決定した場合は、その事業を実施すること。

(5) その他

中野区が必要に応じ実施を委託する事業（区内保育所において輪番制で実施する年末保育事業等）を実施すること。

1.3 連携施設としての役割

現園（公営園舎）が担っている、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型事業の4類型をいい、以下「地域型保育事業」と総称する。また、地域型保育事業を行う者を「地域型保育事業者」という。）との連携施設としての役割や、認証保育所等（認証保育所以外の認可外保育施設を含む。）の運営支援について、その役割を引き継ぐこと（具体的には次の役割を想定している。）。

(1) 地域型保育事業からの連携施設としての要請の応諾

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第6条において、地域型保育事業者が適切に確保しなければならないとされている連携施設について、地域型保育事業者又は区からその担い手となることの要請があった場合には、原則としてその要請を引き受け、以下の役割を担うこと。なお、④～⑦については、対象の地域型保育事業者と新園の事業者間で内容調整・費用等について協議し、契約（覚書等、形態は問わないが、双方の取り交わした文書は中野区へ提出を求める場合がある。）を行うこと。

- ① 地域型保育事業と連携し、各地域型保育事業を利用している児童が集団保育を体験するための機会を月2回以上設定すること。また、新園において実施する行事等についても、あらかじめ地域型保育事業者と協議の上、児童の参加の求めがあった場合には受入れを行うなど、集団保育の体験ができるよう努めること。
- ② 地域型保育事業を利用している児童に対して、夏季期間中（7月1日から9月30日まで）、プール等で行う水遊びに参加できる機会を5回以上設定すること。
- ③ 新園の保健師又は看護師が、小規模保育事業者に対して月2回以上、環境衛生に関する指導等を実施すること。
- ④ 家庭的保育事業の休所日等において、当該家庭的保育事業者からの求めがあった場合には、当該家庭的保育事業を利用している児童の代替保育を行うこと。
- ⑤ 給食提供設備の無い家庭的保育事業者に対し、離乳食を含む給食搬入を行うこと。
- ⑥ 家庭的保育事業者が、当該家庭的保育事業者の利用児童の

健診等について各新園に対し協力依頼を行った場合は、その依頼を応諾し、当該家庭的保育事業を利用している児童について新園の在園児とともに健診を受けさせること（嘱託医と家庭的保育事業者が別途契約締結を行う）。

- ⑦ 地域型保育事業の卒園児について、3歳進級時に当該児童の保護者からの希望があった場合には、連携施設として受入れを行うこと。

※ 上記の他、新園の存する地域近隣の地域型保育事業者から、保育や環境衛生等に関する対応方法等に対する相談・助言の要請があった場合には、当該要請に積極的に応じ、中野区全体の保育の質の向上が図れるよう配慮すること。

※ 現時点で想定される連携先は別紙8のとおりだが、今後、新園の存する地域近隣に地域型保育事業が新設され、当該地域型保育事業から連携施設としての要請や運営支援の依頼があった場合には、その要請に可能な限り応えられるよう協議に応じること。

(2) 認証保育所等の運営支援

現園（公営園舎）が担っている、近隣の認証保育所等の運営支援業務を引継ぎ、必要に応じて集団保育のための場の提供等を行うこと。

1.4 基本協定の締結

この要項に定める応募条件、事業者の提案内容等の適正かつ確実な実施を確保するため、中野区と事業者との間で新園の設置運営に関する基本協定を締結すること。また、基本協定で締結した内容に変更が生じる場合や変更の恐れがある場合に、現園保護者に説明・協議・合意を得ること。

1.5 その他の条件

- (1) 本事業が現園（公営園舎）の民設民営化に伴う事業であり、在園児に大きな環境の変化を強いるものであることを踏まえ、応募者として、保護者説明・協議、近隣住民対応、新園の施設建設等について円滑な事業遂行のために専念できる十分な準備体制を確保することができること。
- (2) 中野区の保育行政をよく理解し、積極的に協力すること。
- (3) 新園開設までの間に開催する三者協議会（現園（公営園舎）の保護者、中野区及び事業者で構成）には、事業者職員（園長候補者・主任保育士候補者等を含む。）が出席し、新園の施設建設、運営内容（現園（仮設園舎）の運営を含む。）、延長保育などの保護者からの費用徴収等について積極的に説明・協議

- を行うこと。
- (4) 新園開設後における運営内容については、在園児及び保護者が十分に協議できるタイミングで説明を行い、理解を得ながら協力して運営を行うこと。特に、現園の保育形態（園児の持ち物や園行事の実施時期等）や運営の具体的な内容の変更、新園における様々な特色ある取組等については、現園保護者に説明・協議・合意の上で必要な時間を確保して実施すること。
 - (5) 新園等の施設整備、運営内容等について、近隣住民等に対して事業者が施主として説明責任を果たすよう積極的に努めるとともに、苦情等に対し誠意を持って対応し、解決を図ること。
 - (6) 新園の利用者に対し安定した質の高い保育サービスを提供すること。特に、東京都福祉サービス第三者評価を新園開園後3年間は毎年、その後3年間に1回以上受審し、評価結果を公表すること。また、中野区が実施する保育内容等に関する指導・助言には真摯に対応し、改善を図ること。
 - (7) 建物及び利用する子供に関する適切な損害賠償保険に加入すること。
 - (8) 現園（仮設園舎）及び新園における給食提供のための食材調達にあたっては、中野区内業者を利用するよう努めること。
 - (9) 事業者の実施する残存建物の解体撤去、新園の施設建設等に係る工事請負契約等の手続については、別に定める契約手続等に準拠すること。
 - (10) 中野区民間福祉サービスに係る紛争の解決の促進に関する条例（平成19年中野区条例第27号）第8条第1項の勧告を受けたときは、当該勧告の内容を尊重し、誠実に対応すること。また、その内容を受けてから3日以内に保護者へ知らせること。
 - (11) 新園を廃止しようとするときは、相当期間の余裕をもって中野区長及び東京都知事に協議すること。
 - (12) 保護者の車両（自転車及びベビーカーを除く。）による送迎は、近隣住民への迷惑となることから厳禁とし、入園の前に保護者に十分説明すること。また、場合によっては、送迎の集中する時間帯に職員を配置して指導に当たらせる等、違法駐車による問題や交通事故等を未然に防ぐよう十分な対策を講じること。
 - (13) 保護者の自転車駐輪スペース（送迎時）、ベビーカーの置場（保育時間中）を敷地内に十分に確保すること。
 - (14) 運営に対する給付費（第8の3を参照）には、保護者の費用負担相当額の一部が含まれていることから、保護者負担を求め

ることについては、原則として認めない。ただし、卒園時や入園時、その他の行事等の際に徴収が必要となった場合には、区及び保護者の承認を得ること。

- (15) 在園児及び保護者の多様な保育ニーズを把握し、十分に対応すること。
- (16) 新園開設前に、新園舎にて職員のみで災害を想定した訓練を行うこと。
- (17) 新園開設後、1か月以内に大規模な災害を想定した避難訓練を在園児並びに保護者を対象として実施すること。なお、同様の訓練については開園後も現園の実施回数以上に行うこと。

第8 事業者に対する補助等

中野区は、当該年度の予算措置が行われることを条件として、予算の範囲内において以下に掲げる補助等を行います。ただし、補助制度等について変更等があった場合は、内容について所要の変更が行われる場合があります。

1 残存建物解体撤去費等補助（平成32年度実施）

事業者が、新園用地の残存建物を解体撤去する場合に、その費用について、新園の設置に伴い貸し付ける用地の残存建物等の解体撤去工事に係る費用等の補助に関する要綱の規定に基づき、中野区が算定した解体撤去費用予算額を上限として、当該費用の全部または一部について補助を行います。

2 新園施設建設費補助（平成32年度実施）

(1) 補助対象

事業者の行う施設整備が、「保育所等整備交付金」（国制度、以下「国交付金」という。）の交付対象となる場合は、事業者に対し当該施設建設費の一部について補助を行います。

(2) 補助額

事業者に対する補助額は、「中野区民間保育所施設建設費補助要綱」（以下「区要綱」という。）の規定に基づき、当該補助年度における国交付金交付額をその算出に際して適用した補助率で除した額に、東京都が年度ごとに定める待機児童解消区市町村支援事業補助要綱に規定する高騰加算を加えた額を、中野区から事業者への補助額（国や都の負担分含む）とします。

※ なお、下記(3)に定める補助上限があります。

(3) 補助上限額

上記(2)により算出した補助額が、各新園の施設建設に係る補助対象経費の合計額から寄付金その他の収入額を差し引いた額に8

分の7を乗じて得た額を超えるときは、当該施設建設に係る補助対象経費の合計額から寄付金その他の収入額を差し引いた額に8分の7を乗じて得た額を補助額とします。

(4) 補助制度の改正に伴う措置

当該補助年度までに、国等の補助制度が改正された場合には、当該改正に合わせて改正する区要綱の規定に基づき補助を行う予定です。

(5) 補助金の支払時期

補助金の支払は、当該施設の開設準備が完了し、新園の設置・認可が得られ、中野区による当該補助金の交付額の確定後となります。

3 運営に対する給付費

新園の運営に要する経費として、子ども・子育て支援法に基づき、公定価格により算定した額を給付します。

また、区の加算については、中野区保育所事業扶助要綱（2001年中野区要綱第104号。以下「区扶助要綱」という。）に定める給付を行います。ただし、要綱改正等により名称及び内容が変更になった場合は、変更後の要綱等に従い経費を支払うものとしします。

4 引継ぎ保育従事者の人件費補助

平成32年1月～同年3月（※特別な支援を要するなど、クラス運営上必要な場合には、平成31年11月から平成32年3月まで）における現園（公営園舎）での引継ぎ保育に従事する事業者職員に対する人件費について、国が公定価格の中で算定している職員1人あたりの人件費相当額（日額）に基づき補助を行います。

第9 応募者からの提案

事業者の選定に当たり、応募者から新園等に関する以下に掲げる事項についての提案を求めます。なお、新園開設後、原則として提案内容に従い継続的に当該事業の実施をしていただきますが、当該応募時の提案内容は、事業者の決定後、現園（公営園舎）保護者及び中野区等との検討の中で、所要の変更の上、実施していただく場合がありますのであらかじめご承知おきください。

【本事業に係る基本事項】

1 応募動機

この募集に応募された動機について示してください。

2 開設準備体制

以下に掲げる事項について、具体的に示してください。

- (1) 本事業の遂行のための応募者としての準備体制（従事する主たる職員数、法人体制等）
- (2) 仮設園舎での運営開始前の期間の応募者の職員の打合せ予定（第7の3に記載する引継ぎ保育に従事した職員から、当該引継ぎ保育に従事していない職員への業務内容伝達等を含む及び保育環境（ソフト面）の整備に対する考え方等）

3 事業目的・課題の認識

本事業の特徴・課題、中野区の待機児童対策の状況等について、応募者として考える事項を具体的に示してください。

【新園に関する提案事項】

1 定員設定を含む施設建設計画（新園）

以下に掲げる事項について、具体的に示してください。

(1) 新園等の施設建設の概要

- ① 定員設定の提案を踏まえた施設の概略平面・立面プラン及び施設配置（部屋ごとの面積、延面積及び建物の高さ（軒高）を明示）。

※ 定員の設定に当たっては、第7の4(2)及び中野区の保育需要等を踏まえた上で提案を行うこと。

※ なお、部屋ごとの所要面積等については、0歳児1人につき有効面積5㎡とするほか、都設置認可要綱及び区扶助要綱に定める基準を満たすこと。

- ② 初度設備整備（施設と一体的に整備され、かつ、固定されるもの及び整備するに当たり施設設計等に影響を及ぼすもの）及びプール等の大型遊具整備の概要

(2) 新園の施設建設に係るスケジュール（残存建物の解体撤去工事期間、新園の建築確認期間、関係機関との調整、設置認可に係るスケジュール等を含む）

※ 別紙5「開設までの予定表」を参考に作成すること。

(3) 建設に当たっての近隣住民への配慮（新園を設計及び建設に際して、第7の5(4)に示す近隣住民への影響を考慮し、近隣住民への配慮の方法や期日等の考え方）

2 施設建設及び新園運営開始後の事業費内容と資金計画（新園）

以下に掲げる事項ごとに、具体的に示してください。

なお、実際の補助金の額は、実際に残存建物解体撤去や新園の施設建設等を行うこととなる年度における補助制度に基づき算定されることとなるので、確実かつ余裕を持った十分な資金計画を

策定してください。

※ 施設建設費補助金の額の算定に当たっては、別紙9の「平成30年度保育所等整備交付金交付要綱」（以下、「国交付金交付要綱」という。）を参考とし、第7の2に定める方法に従い、国交付金交付要綱及び区要綱の規定を踏まえ、算出した資金計画を示してください（※詳細は、別紙10「開設経費に対する補助の金額等について」を参照）。

※ 以下、資金計画には、自己資金、借入金及び返済計画（全償還期間分）、区補助金、寄付金等の具体的計画内訳を含む（記載方法については別紙11「収支計画書、収支（損益）予算書、返済（償還）計画」を参照）。

(1) 新園用地の残存建物の解体撤去工事費（設計監理費を含む。）の事業費

※ 積算にあたっては、別紙4「残存建物平面図等」も参照。

(2) 新園の施設建設に係る事業費（本体工事費、設計監理費、備品購入費に係る経費の内容）及び資金計画

(3) 新園開設後の1年間（平成33年度）の園の収支計画（※月または四半期毎の収支を示すこと）

(4) 新園開設後の5年間（平成33年度～平成37年度）の園の収支計画（※年度ごとの収支を示すこと）

(5) 新園開設後の5年間（平成33年度～平成37年度）の応募者全体の収支（損益）計画（※年度ごとの収支を示すこと）

(6) 応募者全体の5年間（平成32年度～平成36年度）の借入金等返済（償還）計画（※当該新園の施設建設等のための借入金についても、（補助金額等を踏まえた上で）記載すること）

(7) 応募書類提出月の前月1日以降に発行された応募者全体の普通預金・定期預金等の残高証明書

(8) 応募者全体の直近3期分の決算報告書（※グループ会社がある場合連結決算を含む。）・監査報告書

(9) 応募法人の納税証明書（※社会福祉法人、学校法人、日本赤十字社の場合は提出不要）

※ 国税通則法（昭和37年法律第66号）第123条に規定する証明書のうち、以下の証明書（提案書の提出日から起算して1か月以内の発行日付のもの）。

	証明書名	(備考)
A	納税額等の証明(法人税に係るもの) 【納税証明書(その1)】	直近3か年の決算報告書のうち、最も直近の会計年度と同年度のもの。
B	所得金額の証明(法人税に係る所得金額) 【納税証明書(その2)】	
C	滞納処分を受けたことがないことの証明 【納税証明書(その4)】	発行日前日の3か年前から発行日前日までのもの。

(10) 応募書類提出月の前月1日以降時点の応募者全体の ①株主名簿、②資本構成表、③借入先リスト(一覧)

3 運営理念(仮設園舎及び新園)

乳幼児の健全な心身の発達を図りながら保育を行うに当たっての保育目標、方法、環境等について具体的に示してください。

4 保育課程及び指導計画(仮設園舎及び新園)

(1) 保育所保育指針を踏まえた保育課程及び指導計画(長期及び短期)を具体的に示してください。

(2) 幼児教育についての考え方及び取組内容について具体的に示してください。

(3) 第7の4に定める各年齢別の児童(※新園については事業者の提案による数)を受け入れるに当たっての考え方、同年齢・異年齢のクラス分け等の方法を具体的に示してください。

5 職員配置等(仮設園舎及び新園)

仮設園舎及び新園の定員(※年齢別の取扱人員を含む。)を踏まえ、職員配置に関し、以下に掲げる事項について、具体的に示してください。

※ 基準となる職員数の詳細は別紙6「職員配置基準」を参照すること。

(1) 職種ごとの人数及び常勤・非常勤の別(※非常勤については、週当たりの勤務日数及び1日当たりの勤務時間数を明示すること。)

(2) 年齢クラス別の保育士配置数及び常勤・非常勤の別

(3) 経験年数、年齢構成、経歴・評価のバランス、現に運営する保育所から新園への異動等についての考え方及び内容

(4) 園長及び主任保育士並びに各職種の配置に当たっての考え方

※ 園長候補者及び主任保育士候補者については、下記の指定事項を合わせて記載すること。

※ 候補者が複数人いる場合は、選任にあたり下記の指定事項を踏まえた法人の考え方を記載すること(例:園長について

は、認可保育所での実務経験●●年以上の者を配置する等)。

【指定事項】

・実務経験年数

… 保育士資格の取得後から現在に至るまでの保育施設等における実務経験年数（年数については、①認可保育所・認定こども園、②認証保育所、③地域型保育事業、④その他の認可外保育施設の別に内訳を示すこと）

・保育や子育て支援に係る知識及び経験並びに社会的活動等

… 保育所の役割等を踏まえ、各候補者の保育経験（年数だけでなく職層等の経歴も踏まえること）、子育て支援に係る研修参加実績や類似業種の経験等の有無、これまでの社会的活動等について記載すること。

- (5) 園長及び主任保育士並びに平成32年1月～3月の期間に実施する引継業務に従事する職員の決定時期（第9(2)を踏まえた上で、事業者から中野区へ報告できる時期を指す）

※ 第7の3(1)③・④を踏まえ、園長及び主任保育士候補者等が在園児の引継ぎに従事する際の現業務（法人の業務）との関わり方についても記載すること。

- (6) 一定の想定のもとでシミュレーションした上での職員勤務ローテーション案

- (7) 職員の資質向上を図るための研修計画（対象者、時期、目的、研修のサポート体制等）、人事ローテーションなどの人材育成の考え方（仮設園舎及び新園で従事予定の新卒採用者等に対する育成計画を含む）

6 延長保育の実施内容（仮設園舎及び新園）

以下に掲げる事項について、具体的に示してください。

- (1) 第7の12(2)の延長保育について、定員、利用時間、職員配置の考え方等、具体的な実施内容

- (2) 延長保育の利用料金の設定について、利用単位時間及びそれに応じた金額、一月単位及び1日単位で利用した場合の金額、算出根拠等の考え方、2時間延長保育の利用者への夕食の提供に当たっての夕食代の算定にかかる考え方

7 障害児保育の実施内容（仮設園舎及び新園）

第7の12(3)の障害児保育について、中野区障害児保育事業運営要綱（1999年中野区要綱第77号）及び区扶助要綱の内容を踏まえ、当該事業に取り組むに当たっての方針、職員配置の考え方、留意点及び特色をそれぞれ具体的に示してください。

※ 新園における医療的ケアの必要な子どもについての受入れの

考え方及び留意点等についても記載すること。

8 給食（仮設園舎及び新園）

食育や乳幼児の健全な発達を考慮した給食（昼食及び朝夕のおやつ並びに延長保育の補食及び夕食）の提供について、食物アレルギーへの対応等を含め、留意する事項を具体的に示してください。また、都設置認可要綱に基づき調理業務の委託を行う場合は、その計画内容を具体的に示してください。

9 児童の健康管理及び衛生管理並びに家庭・関係機関との連携（仮設園舎及び新園）

子ども健康管理及び衛生管理についての考え方、また、子どもの生活、健康状態、事故の発生等について、家庭との連絡体制や医療機関、福祉機関等の関係機関との連携についての取組を具体的に示してください。

10 産休明け保育の実施内容（仮設園舎及び新園）

第7の12(1)の産休明け保育について、当該事業に取り組むに当たっての方針、留意点及び特色をそれぞれ具体的に示してください。

11 地域の子育て支援事業の実施内容（新園）

第7の12(4)の地域の子育て支援事業について、中野区が当該新園において実施することを求めた場合の実施内容及び実施に当たっての考え方（専用室の有無や保育園利用園児との動線の区別等を含む。）を具体的に示してください。

12 家庭及び地域社会との連携（仮設園舎及び新園）

子どもの生活の連続性を踏まえた、家庭及び地域社会との連携についての考え方を具体的に示してください。

13 事故防止、安全対策等（仮設園舎及び新園）

新園における事故の防止、安全対策、災害発生に備えた組織作りや避難訓練、交通安全指導等についての取組や体制を具体的に示してください。

14 虐待への対応（仮設園舎及び新園）

保育所としての虐待の早期発見や適切な対応についての考え方を具体的に示してください。

15 苦情対応（仮設園舎及び新園）

保育園運営に関し、利用者や近隣住民等からの苦情に対して積極的に対応し、解決を図るための取組について、その仕組み作りを含めた考え方を具体的に示してください。

- 1 6 第三者評価などの外部評価（新園）
保育サービスの質の向上に向けた第三者評価などの受審と、ライフ・ワークバランスについての考え方及び取組を具体的に示してください。
- 1 7 在園児の引継ぎ（仮設園舎及び新園）
以下に掲げる事項について、具体的に示してください。
- (1) 現園（公営園舎）の保育や在園児及び保護者の個別状況を引き継ぐにあたっての課題とその解決のために取り組む必要がある事項に対する事業者としての考え方
- (2) 現園（公営園舎）の在園児を引き継ぐに当たり、在園児及びその保護者が安心して円滑に現園（仮設園舎）及び新園に移行できるようにするための事業者としての考え方や配慮すべき事項、取組内容等（第7の3(1)①～⑦についての考え方や取組を含む）
- 1 8 施設整備に当たっての配慮、特色等（新園）
新園の施設整備に関し、安全で快適な保育環境の整備という観点から、温度、湿度、アレルギー等の原因となる化学物質、換気・空気清浄、事故防止、防犯等の点について、応募者として配慮した事項や施設設備に当たっての特色等があれば具体的に示してください。また、新園の設計や建設に当たり、近隣住民に対して特に配慮した事項があれば具体的に示してください。
- 1 9 多様な保育ニーズへの取組
在園児・保護者の多様な保育ニーズへの対応方針及び取組事項を具体的に示してください。
- 2 0 その他
その他、現園（仮設園舎）の運営や新園の施設建設及び設置運営に当たっての考え方や取組があれば具体的に示してください。

第10 事業者の決定

- 1 事業者の選定方法
事業者は、別途設置する選定委員会の審査及び選定結果に基づき、中野区長が決定します。
- 2 審査方法
審査方法は、原則として以下に示すとおりに行います。
- (1) 予備審査
応募者からの提案内容の審査（提出のあった決算書等に基づく応募者の財務状況の調査を含む）

(2) 本審査

応募者からの提案内容の審査、応募者が運営する認可保育所の視察及び応募者に対するヒアリング

3 視察及びヒアリングの概要

応募者の運営する認可保育所の視察及びヒアリングの概要は、以下に掲げるとおりです。

(1) 応募者に関する事項

経営理念、管理運営体制、視察保育所の運営内容等

(2) 新園に関する事項

応募動機、施設建設計画、提案内容等

4 結果通知

事業者の選定結果は、個別に応募者あてに書面で通知します。

5 再募集

審査の結果、事業者として決定すべき応募者がないと認めるときは、再募集を行う場合があります。

第 1 1 応募者に関する情報の公表等

応募申込みに当たり応募者が中野区に対し提出した書類等（以下「応募書類等」という。）については、事業者の選定、現園（公営園舎）保護者への説明、東京都との調整等に関する業務以外の目的で使用せず、また当該事業者が無断で公表しません。

ただし、応募書類等についての情報公開請求があった場合には、中野区区政情報の公開に関する条例に基づき公表します。

第 1 2 事業者の決定までのスケジュール

事業者の決定までのスケジュールは、以下のとおりです。ただし、応募状況や選定作業の進捗状況等により、決定時期等が変更となる場合がありますのであらかじめご承知置きください。

内容	予定時期
① 応募意向事前通知および応募書類受付	募集要項公表後より
② 現地案内	募集要項公表後 ～平成30年7月上旬
③ 応募意向事前通知・財務関係書類締切	同年7月13日（金）
④ 応募書類締切	同年7月20日（金）
⑤ 予備審査	同年7月下旬～8月中旬
⑥ 本審査	同年8月中旬～9月中旬
⑦ 事業者決定	同年9月下旬～10月下旬

※ ②の現地案内（現園（公営園舎）の見学）を希望される場合は、日程を調整の上、個別にご案内しますので、第15の担当までご連絡ください。

※ 応募書類には、③の応募意向事前通知の受付後に中野区が指定する認可保育所の書類一式を添付して頂きます。中野区による指定は応募意向事前通知の受領後、速やかに行いますが、応募の意向がある場合にはお早めに応募意向事前通知を送付ください。

第13 応募申込手続

1 応募意向の事前連絡

本件募集に対し応募の意向がある場合は、平成30年7月13日（金曜日）までに、別紙12「（仮称）大和東保育園設置運営事業者応募意向事前通知書」を第15の問合せ先Eメールアドレスあてに送信してください。

※ 確認のため、Eメールを送信後は第15の問合せ先までお電話をお願いします。

2 応募申込期限

平成30年7月20日（金曜日）午後5時まで

※ なお、応募書類のうち、財務関係書類（【新園に関する提案事項】のうち、2. 施設建設及び新園運営開始後の事業費内容と資金計画）については、平成30年7月13日（金曜日）を提出期限としておりますのでご注意ください。

3 応募書類の提出方法等

(1) 応募書類

応募書類は、別紙13のとおりとします。この場合において、別紙13のI 1及び2並びにⅢ 1(1)の書類以外の提出書類の様式は、応募者の任意書式としますが、別紙13の記載内容を満たすようご注意ください。

(2) 提出方法及び提出部数

提出書類は、正本及び副本として1部ずつ提出してください。また、別紙13のⅣ「応募者からの提案書類」については、マイクロソフトWORD形式またはテキストベースのファイルをCD-Rに保存し、1枚提出してください（施設計画に関する図面を除く）。提出書類の原本は、各応募者において保管していただき、視察・ヒアリングの際には現地にご用意ください。なお、事業者に決定した応募者から提出を受けた副本は、個人情報に該当する部分を除き、現園（公営園舎）の保護者閲覧用

に現園（公営園舎）に備え置きます。

(3) 提出書類の編てつ方法

提出書類は、正本及び副本それぞれについて、全体をバインダーでとじるとともに当該バインダーの表紙及び背表紙に「（仮称）大和東保育園設置運営事業者応募申込書（正本（副本））【法人名称】」のように表示してください。

また、提出書類ごとに表紙を付け、当該表紙に各書類の名称を表示するとともに別紙 13 の書類番号を表示したインデックスを付けてください。

(4) 提出日時等の事前連絡及び申込方法等

応募申込みをするときは、事前に第 15 の担当に電話連絡の上、2 の応募申込期限までに提出書類一式を(5)の提出先に直接持参して提出してください。ただし、日曜日及び土曜日並びに祝日法に規定する休日を除きます。

(5) 提出先及び受付時間

① 提出先

東京都中野区中野四丁目 8 番 1 号
（中野区役所本庁舎 3 階 18 番窓口）
中野区役所子ども教育部幼児施設整備分野

② 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの時間帯を除く）。

ただし、日曜日及び土曜日並びに祝日法に規定する休日を除きます。

4 質問及び区の回答の公表

応募申込期限までに応募を検討している事業者からの質問と区の回答については、区ホームページに逐次掲載し、公表します。

第 14 その他の応募に当たっての諸条件

その他、本件事業者募集に当たっては、以下に掲げる事項についてあらかじめご承諾の上で応募されることを条件とします。

1 事業実施の条件

本事業は、当該年度において当該事業に係る予算等が議会で議決されることを条件として実施するものです。

2 応募に係る費用負担

応募申込みに当たり必要な費用は、各応募者の負担とします。

3 使用言語及び単位

応募申込みに当たり応募者が中野区に対し提出する書類等（以

下「応募書類等」という。)及び本件応募に関する問い合わせ等において、使用する言語は日本語とし、使用する単位はメートル法によるものとします。

4 追加書類の提出

提出された書類のほか、事業者の選定に当たり必要と認めるときは、追加の書類の提出を求める場合があります。

5 応募書類等の著作権の帰属等

応募書類等の著作権は当該応募者に帰属しますが、応募者の公表等のため必要と認められる場合には、中野区は応募書類等の情報を無償で使用するものとします。

6 応募書類等の返還

応募書類等は、理由のいかんにかかわらず返還できません。

7 関連制度への対応

本事業は現行の保育所制度を基に策定したものであり、保育所制度に変更が生じた場合は、中野区との協議の上、所要の変更をお願いする場合があります。

8 区からの連絡方法

連絡方法は E メールとし、電話等により補足することがあります。

第 15 問い合わせ先

中野区子ども教育部 幼児施設整備分野

幼児施設整備調整担当

電話番号 (03) 3228-6580 (直通)

FAX番号 (03) 3228-5792

Eメールアドレス youjisisetuseibi@city.tokyo-nakano.lg.jp